

## 公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成25年8月1日

世田谷区

### 1. 業務の概要

(1) 件名 風景づくり計画見直し業務委託

(2) 事業の目的

世田谷区は、都内区市町村で最初に景観行政団体となり、景観法に基づく景観計画として「風景づくり計画」を平成20年に策定・施行した。

風景づくり計画施行後、上位計画である世田谷区基本構想、基本計画、都市整備方針が改定時期を迎え、平成25年度中の改定に向けて検討が進められているところである。また、他の区市町村においても順次景観計画の策定が進められており、地域特性に応じた多様な景観行政が展開されているところである。

このような情勢を踏まえ、世田谷区が更に地域の個性と魅力を区民や事業者と共有し、実行力のある景観行政を推進するため、2ヵ年をかけて計画の見直しを行う。

(3) 業務内容（案）

- 1) 現行計画に関する評価検証
- 2) 区民意向の把握、普及啓発
- 3) 風景づくり計画見直しの方向性検討、方向性（案）の作成
- 4) 風景づくり計画素案の作成
- 5) 風景づくり計画案の作成
- 6) 各種調整支援
- 7) 各種会議用資料の作成
- 8) 報告書の作成

(4) 履行期間

平成25年10月初旬から平成27年3月下旬まで（予定）

※委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として平成26年度の契約を認める。

※業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しない場合がある。

### 2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと

(2) 世田谷区の物品買い入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務（取扱品目：地域・地区計画）」または「環境アセスメント関係（取扱品

目：景観)」に登録があること

- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 景観法施行以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・東京都、東京都内区市町村又は東京都近郊の政令指定都市において、景観法に基づく景観計画の策定業務（改定を含む）

【類似業務】

- ・東京都、東京都内区市町村又は東京都近郊の政令指定都市において、景観法に基づく景観計画の運用等に関する業務（ガイドラインの検討、景観計画区域の検討等）

### 3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4. 提案書を特定するための評価基準

- (1) 基本事項（提出書類の適正）
- (2) 企業実績（業務実績）
- (3) 予定技術者実績（技術者資格、実務実績、地域精通度）
- (4) 業務実施体制（実施体制の妥当性）
- (5) 特定テーマに対する提案（課題認識の的確性、説得力、実現性、創意工夫）
- (6) 業務実施方針（業務内容の理解、工程計画との整合性）
- (7) 資料作成能力（わかりやすさ、見やすさ）
- (8) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力）
- (9) 参考見積の妥当性

### 5. 手続等

#### (1) 担当部課

世田谷区都市整備部都市デザイン課（担当：佐久間、大島）

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27（第1庁舎4階45番窓口）

電話：03-5432-2039 / FAX：03-5432-3023

E-mail：sea02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

#### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

1) 期 間：平成25年8月1日（木）から8月14日（水）

2) 交付場所及び方法

①世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

<http://www.city.setagaya.lg.jp/kurashi/102/121/358/d00127790.html>

[トップページ](#) → [くらしのガイド](#) → [風景づくり](#)

- ②上記（１）にて窓口配布（土日を除く午前８時３０分から午後５時まで）
- （３）参加表明書の提出期限、提出場所及び方法
- １）期 限：平成２５年８月１４日（水）午後５時まで（必着）
  - ２）場 所：上記（１）
  - ３）方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）
- （４）提案書の提出日、提出場所及び方法
- １）期 限：平成２５年９月３日（火）午後５時まで（必着）
  - ２）場 所：上記（１）
  - ３）方 法：持参または郵送（宅急便、書留等、送達確認できるものに限る）

## 6. その他

- （１）手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。
- （２）契約保証金：免除
- （３）契約書作成の要否：要
- （４）当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：有  
件 名：風景づくり計画見直し業務委託（平成２６年度）  
※ただし、上記１．（４）記載の条件等による。
- （５）関連情報を入手するための照会窓口：上記５．（１）
- （６）区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- （７）詳細は、上記５．（２）の説明書による。